

## 財産形成自動継続定期預金規定（一般財形）

### 1.（預入れの方法）

- (1) この預金の預入れは1口100円以上とし、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預け入れるものとします。
- (2) この預金については、通帳発行にかえ、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

### 2.（預金の種類、自動継続等）

- (1) この預金は、1口ごとの期日指定定期預金として預け入れるものとします。
- (2) この預金は、最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

### 3.（預金の支払時期等）

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
  - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この口座の預金残高の全部または一部について据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定するときは、当店に対しその1か月前までに通知をください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
  - ② 継続停止の申し出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定がなかったものとしたときを含む。）は最長預入期限を満期日とします。

この預金の一部が解約されたときの残りの金額について、満期日の指定がないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1か月を経過しても解約されなかったときは、満期日の指定がなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申し出のない場合、この預金の一部が解約されたときは、その残りの金額について、又は前項により満期日の指定がなかったものとされたときは、その預金の全部について引続き自動継続の取扱いをします。

### 4.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数について預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
  - ① 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率
  - ② 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）
- (2) 前項の利率は当行所定の日に変更します。この場合、新利率は変更日以後に預け入れられる金額についてその預入日（すでに預け入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。
- (3) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前記（1）の利息（継続を停止した場合の利息を含む。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (4) 当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合は、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満	……………	解約日における普通預金利率
② 6か月以上1年未満	……………	2年以上利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満	……………	2年以上利率×50%
④ 1年6か月以上2年未満	……………	2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6か月未満 …………… 2年以上利率×70%

⑥ 2年6か月以上 …………… 2年以上利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第7条第4項各号のいずれにも該当しない場合に預入することができ、第7条第4項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金の預入をお断りするものとします。

#### 6. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間を超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

#### 7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、財産形成継続定期預金契約の証（以下「契約の証」という。）裏面の受取欄に、届出の印章により記名押印して当店に提出してください。
- (2) この預金の一部について解約するときは、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに当店に提出してください。
- (3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ① 法令で定める本人確認等における確認事項、および第6条第1項もしくは第2項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が虚偽であることが明らかになった場合
  - ② この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ④ 前3号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - ① 預金者が申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってす

るなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認めされる関係を有すること。
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不正な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

8. (届出事項の変更、契約の証の再発行)

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (取扱店印)

契約の証所定欄に取扱店印のないものは無効といたします。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等いっさいの債務と相殺する場合にかぎり当該相当額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、契約の証は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等いっさいの債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が

当行に到達した日までとし、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等いっさいの債務を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 13. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (3) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 14. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表または店頭へのポスター掲出等その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上